平成２３年（フ）第５６５９号
大阪市平野区長吉川辺２丁目北４番39号　サンビレッジリバーハイムＡ―201
債務者　竹内　則子（旧姓香田）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６５号
大阪市生野区桃谷２丁目９番４号　マリス桃谷601号
債務者　長峯　眞理
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６７号
大阪府寝屋川市明徳１丁目４番42―105号
債務者　平岡　智子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６９号
大阪府東大阪市南荘町12番５号
債務者　完山敬秀こと　崔　　敬秀
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９２号
さいたま市緑区馬場２丁目10番地７
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０２号
埼玉県川口市大字東本郷1122番地の１
債務者　押田　光雄
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２９号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地Ｄ―412、旧住所さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地16―104
債務者　長島　　卓
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８１号
埼玉県川口市大字赤山1217番地の14
債務者　後藤　里美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
埼玉県坂戸市中富町78番地24　目白コーポ202号室
債務者　工藤ミルナこと　クドウ　ミルナ　アギラール
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０５号
埼玉県川越市寿町２丁目2591番地　市営住宅Ｋ３―502号室
債務者　佐藤　正義
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１７号
埼玉県坂戸市本町14番地４　メゾンアカデミー206号室、前住所埼玉県入間市鍵山２丁目５番14号
債務者　大村　　透
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２０号
埼玉県坂戸市末広町18番地１　サンウインドＢ―101号室、前住所埼玉県坂戸市千代田３丁目21番３―204号　若葉駅前ハイツ
債務者　喜舎場強志
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５３７号
埼玉県鶴ヶ島市南町３丁目１番12―303号　エクセル川鶴、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷18番地２　クレアメゾン鶴ヶ島ステーションフロント201号
債務者　梶　　高誌
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４１号
埼玉県川越市大字南田島2151番地５
債務者　大迫　智美（旧姓竹若）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４８号
埼玉県川越市大字笠幡4490番地２　レオパレス本郷206号室
債務者　目時　克則
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５８号
埼玉県川越市大字山田2029番地14
債務者　北村　榮子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２０号
埼玉県東松山市大字柏崎887番地１　サンパーク202
債務者　鳥塚奈季沙（旧姓岡登）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部